

はじめに

東京都では、平成11年に改正された海岸法に基づき、平成15年7月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を策定しました。

本計画の対象である伊豆小笠原諸島の海岸は、豊かな自然が残されており、多くの観光客が訪れるとともに、島の基幹産業である水産業が営まれる場所でもあります。このため、本計画の基本理念を“「自然があふれ美しい特色ある海岸」を保全していくこと”とし、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりをこれまで推進してきました。

一方、策定後13年が経過し、社会情勢等が変化していること、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とし、津波防護について新たな考え方が示されたこと、及び平成26年12月に施行された改正海岸法施行令において「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたことなどを踏まえ、本計画を改定しました。

改定に当たっては、東京都関係部署及び沖ノ鳥島の管理者である国土交通省を委員とする「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定検討委員会」を設置しました。本委員会では、関係9町村にもオブザーバーとして検討に加わって頂くとともに、学識経験者であるアドバイザーからの御意見を踏まえ、幅広い視点で検討を行いました。さらに、地元自治体をはじめ関係団体の方々からのヒアリング等や、東京都のホームページを通じて寄せられた御意見を踏まえ、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画（改定）」を取りまとめました。

都は改定された本計画に基づき、今後とも環境に配慮し、利用との調和を図りながら海岸の保全を行っていくとともに、予防保全型の効率的・効果的な海岸保全施設の維持・修繕を推進していきます。

本計画の改定に当たり、御指導、御協力頂いた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

(改定履歴)

平成15年7月：伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画 策定

平成29年4月：伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画 改定